

## 目 次

<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	<b>… 1</b>
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	<b>… 4</b>
<b>第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</b>	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
<b>第2 造林に関する事項</b>	
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
<b>第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準</b>	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
<b>第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
<b>第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
<b>第6 森林施業の共同化の促進に関する事項</b>	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

#### **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

#### **第8 その他必要な事項**

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### **Ⅲ 森林の保護に関する事項**

… 1 9

#### **第1 鳥獣害の防止に関する事項**

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

#### **第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項**

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項は除く。)
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

### **Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項**

… 2 1

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

### **Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項**

… 2 2

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

甲良町の森林面積は私有林154ha、国有林18ha、森林率は約13%である。かつての生活資源であった林業としての営みは影を潜めており、今後は森林機能の維持増進のために適正な森林管理の推進を図っていく。

とりわけ、湖東県立自然公園に指定されている名神高速道路以東の森林は、西明寺を含む一帯が風致保安林に指定されており、貴重な景観を維持していく必要がある。

また、集落周辺の里山（広葉樹林やアカマツ天然林等）ではカシノナガキクイムシや松くい虫等による病害虫被害、竹林の拡大などによる荒廃・減少が進んでいる。イノシシやシカ、サル等の棲息場所になっており、集落内の農作物被害をもたらしている。このことから地域一体となり、集落周辺の里山の保全・活用に努め、緩衝帯を設置するなど取り組みを進めることで公益的機能の向上を図る。

## 2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、とりわけ水源かん養機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する機能の発揮を図るため、望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

#### ○ 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

#### ○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

#### ○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

#### ○ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

○ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

○ 生物多様性保全機能

自然の営みによる森林生態系や環境保全の面から多様な生物の保全に配慮した森林。

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で、良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源かん養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る森林として整備及び保全を推進することとするが、本計画では、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としては特に定めない。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとするが、本計画では、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としては特に定めない。

○ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとするが、本計画では、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としては特に定めない。

○ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとするが、本計画では、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としては特に定めない。

○ 生物多様性保全機能

自然の生態系に配慮した森林空間を推進することとするが、本計画では、当該機能の

維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林としては特に定めない。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。なお、植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合等を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、今後は木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、生産森林組合、林業事業体、林業普及指導員、森林総合管理士、森林所有者、ボランティア団体などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあつせんなどを行い、森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道及び森林作業道を整備する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について次のとおり定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するにあたっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、および溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全などを図るため「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 3 その他必要な事項

特になし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

人工造林を行う場合の対象樹種について次のとおり定める。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ

人工造林の対象樹種の選定に当たっては、スギ・ヒノキ・マツ等の針葉樹やクヌギ・コナラ・ケヤキ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林樹種の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定める。また、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の導入及び増加に努める。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業課とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備考
スギ	密仕立て	4 0 0 0 本/ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本/ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本/ha	
ヒノキ	密仕立て	4 0 0 0 本/ha	
	中仕立て	3 0 0 0 本/ha	
	疎仕立て	2 0 0 0 本/ha	
広葉樹		1000~3000 本/ha	

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町産業課とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定する。

#### イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について次のとおり定める。

また、コンテナ苗の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

#### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。ただし、コンテナ苗の場合は、地域の条件を考慮のうえ、年間を通して植栽可能とする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による主伐後に人工造林を行う場合は、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用して、森林の確実な更新を図る。

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について次に示す樹種を標準とする。

#### 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立数

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	概ね7000本/haを標準とする

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新にあたって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行う。

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株あたり2～3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用して、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了するものとする。ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には、同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現状が針葉樹人工林で

あり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
特になし。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

- (1) 造林の対象樹種
  - ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
  - イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

- (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

- 2の(2)による。

#### 5 その他必要な事項

特になし。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

#### その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
ヒノキ	造作材生産	3000本 /ha程度	25	30	40	45	55	65	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)	
スギ	一般建築材	3000本 /ha程度	20	25	35	45	65	—		
広葉樹等	林内照度不足により下層植生が乏しいなどの過密林分や、病虫害等の被害を受け荒廃が進んだ林分において不要木の除去、不良木の淘汰を行い本数密度の調整、残存木の成長促進等を図る。間伐を行った場合5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復すると見込まれる伐採量にとどめる。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。									

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の作業別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
木起し	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
つる切り	スギ											1					1	
	ヒノキ											1					1	
	広葉樹											1					1	



## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るために必要な森林施業を推進するため、公益的機能別施業森林の区域および当該区域内における森林施業の方法について、次ぎのとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施し、法令等で施業が定められている場合は、法令等に基づき実施するものとする。

#### (1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

##### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については別表2により定めるものとする。

なお、当該区域において複層林施業を経営方針としている区域においては、複層林施業を推進すべき森林とする。

#### 森林伐期齢の下限

地域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	50年	55年	50年	60年	25年	30年

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

本計画では、該当なし。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。

### (2) 森林の施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

## 3 その他必要な事項

特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

甲良町における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進することとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、森林組合や林業事業体を中心となって、集約化のために集落会議等の開催を行う。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし。

### 5 その他必要な事項

特になし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

甲良町の森林所有者の多くは極めて小規模所有であることから、今後の森林施業を計画的、効率的に行なうため、森林組合等への委託等を図っていくこととする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

甲良町の林業労働力の中心的な担い手である、森林組合等への施業委託を通じて整備を図る啓発を推進していく。

### 3 共同して森林を実施する上で留意すべき事項

特になし。

### 4 その他必要な事項

特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本町の人工林面積は極めて低いため、路網整備の推進については、整備条件の環境が整っていない面もあるが、一般的な基準として、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定めるものとする。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系 作業システム	110 m/ha以上	30 ~ 40 m/ha
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系 作業システム	85 m/ha以上	23 ~ 34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha以上	
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系 作業システム	60 < 50 > m/ha以上	16 ~ 26 m/ha
	架線系 作業システム	20 < 15 > m/ha以上	
急峻地 ( 35° ~ )	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5 ~ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

本計画では、該当なし。

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林野整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針に則り、現地の状況に適合した必要最小限の規格により必要に応じて低コストの開設を行う。

#### イ 基幹路網の整備計画

本計画では該当なし。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林野整備885号林野庁長官通知）、「私有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

### (2) 細部路網の整備に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林野整第656号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針に則り、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう必要に応じて森林作業道を開設する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する

## 4 その他必要な事項

特になし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

特になし。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

特になし。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特になし。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

【別表4】のとおり

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣による森林被害対策について、ニホンジカによる食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置等の被害防止対策を図るとともに、被害の拡大を防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等について関係機関と連携した取り組みを行う。

###### ア 植栽木の防護措置

- ・防護柵の設置・維持管理
- ・幼齢木保護具の設置
- ・剥皮防止帯の設置
- ・現地調査等による森林モニタリングの実施

###### イ 捕獲

- ・わな捕獲、銃器による捕獲等

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、および林業事業者（森林組合等）から情報収集を行う。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害の駆除及び予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努めることとし、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

#### (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組むこととする。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）

特になし。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等を図るとともに、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

甲良町火入れに関する条例により実施をする。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし。	

#### (2) その他

特になし。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

本町東部の森林区域は湖東県立自然公園に指定され、保健休養としての機能を維持していく必要があると思われるが、本計画では、特に当該機能の増進をすべき森林としては定めないものとする。

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし。

### 4 その他必要な事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1項ロの規定に基づく区域

区域名	班 林	区域面積 (h a)
甲良町	1001 林班 1002 林班 1003 林班 1004 林班	154.41

図面は省略

### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし。

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

特になし。

### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

## 7 その他必要な事項

琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適切な管理を推進する。

附属資料

- 甲良町森林整備計画概要図（縮尺 2 万分の 1）
- 滋賀県天然更新完了基準